

ID: 207

担当部署: 健康福祉部 高齢者支援課 高齢福祉係

処分の概要	利用料の減額		
例 規 名 根 拠 条 項	名寄市高齢者自立支援事業条例 第6条		
例 規 番 号	平成18年条例第125号		
<p>【根拠条文】 (利用料等の減額) 第6条 市長は、前条第1項第1号から第3号までの利用料等について、特別な事由があるときは、その利用料等を減額することができる。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p> <p>名寄市高齢者自立支援事業利用料の減免に関する規則による。</p>			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	平成28年8月15日	最終変更年月日	年 月 日